

厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 趣旨

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の軽減措置の基準となる所得金額を引き上げるとともに、出産育児一時金の支給額を引き上げるほか、所要の措置を講ずるため、厚木市国民健康保険条例の一部を改正します。

2 内容

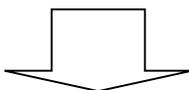
(1) 国民健康保険料の軽減判定所得基準額について

低所得世帯の国民健康保険料における均等割及び平等割の2割及び5割の軽減判定所得基準額については、従来から物価の上昇に応じて引き上げられてきました。令和5年度の経済動向等を踏まえた、国の税制改正大綱に基づき、保険料の軽減措置の基準となる所得金額を引き上げるとする国民健康保険法施行令の一部が改正される予定となっていることから、所要の措置を講じます。

第19条第1項第2号及び同項第3号に規定されている金額について所要の措置を講じます。

【現行】軽減判定所得基準額

$$\begin{aligned} \text{5割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除 (43万円)} + \underline{28.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{\ast 2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\ast 1} - 1) \\ \text{2割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除 (43万円)} + \underline{52\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{\ast 2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\ast 1} - 1) \end{aligned}$$



【改正後】軽減判定所得基準額

$$\begin{aligned} \text{5割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除 (43万円)} + \underline{29\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{\ast 2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\ast 1} - 1) \\ \text{2割軽減判定所得基準額} &= \text{基礎控除 (43万円)} + \underline{53.5\text{万円}} \times \text{被保険者数}^{\ast 2} \\ &\quad + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\ast 1} - 1) \end{aligned}$$

※1 給与所得又は公的年金所得がある者

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む

【具体例】 給与収入 3人世帯の場合

① 2割軽減の場合

(現行) $43\text{万円} + 52\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (3 - 1) = 219\text{万円}$

例 給与収入約324万円 (給与所得218.8万円) 以下の世帯が対象

(改正後) $43\text{万円} + 53.5\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (3 - 1) = 223.5\text{万円}$

例 給与収入約330万円 (給与所得223万円) 以下の世帯が対象

② 5割軽減の場合

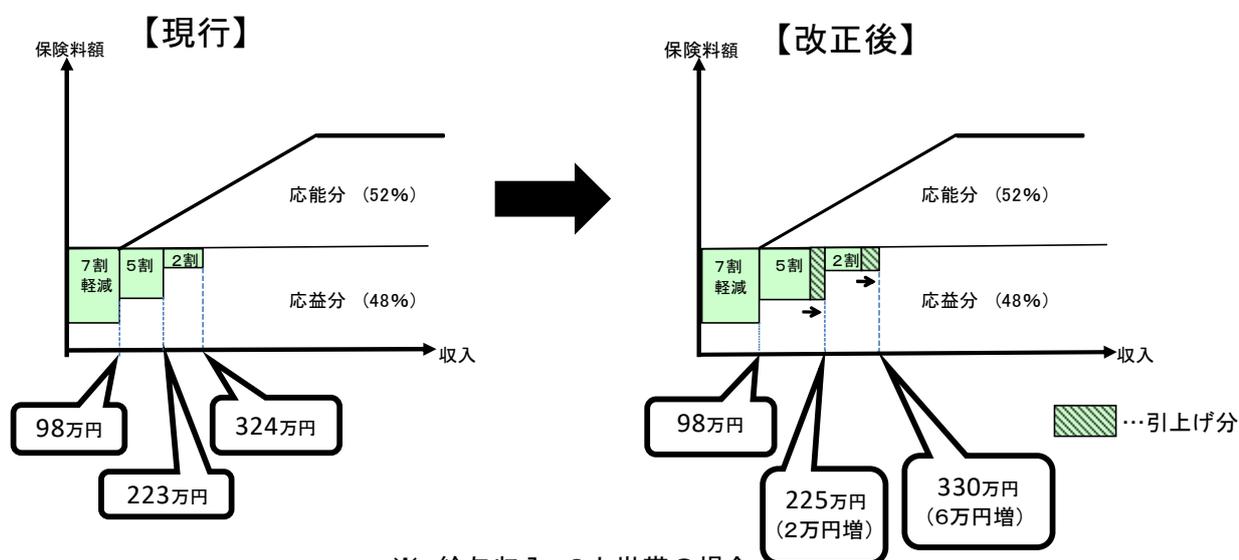
(現行) $43\text{万円} + 28.5\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (3 - 1) = 148.5\text{万円}$

例 給与収入約223万円 (給与所得148.1万円) 以下の世帯が対象

(改正後) $43\text{万円} + 29\text{万円} \times 3 + 10\text{万円} \times (3 - 1) = 150\text{万円}$

例 給与収入約225万円 (給与所得149.5万円) 以下の世帯が対象

【軽減判定改正イメージ】



※ 給与収入、3人世帯の場合

(2) 出産育児一時金について

出産育児一時金については、国の社会保障審議会医療保険部会において「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、これに基づき、健康保険法施行令の一部が改正される予定となっていることから、出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げるため、所要の措置を講じるものです。

第6条に規定されている金額について所要の措置を講じます。

(3) 非自発的失業者に係る国民健康保険料の減額における届出について

非自発的失業者に係る国民健康保険料の減額における届出については、離職日等の確認のため、ハローワークから発行される雇用保険受給資格者証の提示を求めています。雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、雇用保険受給資格通知での確認も可能になりましたので、所要の措置を講じるものです。

第21条に規定されている条文において所要の措置を講じます。

3 施行日

令和5年4月1日

なお、厚木市議会への提案時期は、改正政令の公布時期とします。

4 市民参加手続

厚木市市民参加条例第6条第7項第3号（法令で実施基準を規定）に該当するため実施しません。

新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>500,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第14</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第14</p>

4号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第26条の2において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金

4号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。))に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第19条第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条及び第26条の2において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(低所得者の保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の7に規定する額を超える場合には、同条に規定する額)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金

額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち、給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保

額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち、給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保

険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保

険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額(以下「第1号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額(以下「第2号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保

険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

2～4 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同規則第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1人当たり軽減額」という。)に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額と当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額(以下「第3号の1世帯当たり軽減額」という。)とを合算した額

2～4 略

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条 略

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

令和4年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）

【歳入】 △ 360,253 千円

1 【15款】国庫支出金

(1) 災害臨時特例補助金

東日本大震災被災者に対して行う一部負担金及び保険料の減免措置に対する国の補助金が措置されるため、16千円 予算措置します。

2 【25款】県支出金

(1) 保険給付費等交付金（普通交付金）

対象経費である保険給付費の減額に伴い、350,016千円 減額します。

(2) 保険者努力支援分

令和4年度分交付額の決定により、25,194千円 増額します。

(3) 特別調整交付金分（市町村向け）

令和4年度分交付額の収入見込により、8,301千円 増額します。

(4) 特定健診等負担金

令和4年度分交付額の決定及び令和3年度分の確定により、合わせて3,978千円 減額します。

3 【35款】財産収入

(1) 国民健康保険事業基金利子

利子収入が当初見込みを上回ることに伴い、47千円 増額します。

4 【40款】繰入金

(1) 保険基盤安定繰入金

今年度の確定通知に基づき、86,901千円 増額します。

(2) 未就学児均等割保険料繰入金

制度の新設により、13,284千円 増額します。

(3) 職員給与費等繰入金

対象経費である各事務費の補正減に伴い、6,500千円 減額します。

(4) 財政安定化支援事業繰入金

県から示された算定額に基づき、1,013千円 減額します。

(5) **基金繰入金**

国民健康保険事業特別会計の歳入歳出執行状況から、
139,558千円 減額します。

5 **【45款】前年度繰越金**

令和3年度の剰余金に合わせ、7,069千円 増額します。

【歳出】 △ 360,253千円

1 **【5款】総務費**

(1) **給付事務費**

レセプト内容点検等事務委託の入札差金について、
1,500千円 減額します。

(2) **資格事務費**

更新被保険者証封入封かん等業務委託の入札差金について、
1,800千円 減額します。

(3) **賦課事務費**

保険料納入通知書等封入封かん等業務委託及び国民健康保険料システム改修業務委託の入札差金について、
3,200千円 減額します。

2 **【10款】保険給付費**

(1) **一般被保険者療養給付費**

対象者の医療費が当初見込みを下回ることに伴い、
250,000千円 減額します。

(2) **一般被保険者高額療養費**

対象者の高額療養費が当初見込みを下回ることに伴い、
100,000千円 減額します。

3 【27 款】保健事業費

(1) 特定健康診査事業費

特定健康診査受診者が当初見込みを下回ることに伴い、
2,000 千円 減額します。

(2) データヘルス計画推進事業費

糖尿病性腎症重症化予防事業参加者が
当初見込みを下回ること等に伴い、1,800 千円 減額します。

4 【30 款】基金積立金

(1) 国民健康保険事業基金積立金

利子収入が当初見込みを上回ることに伴い、47 千円 増額します。

令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)総括表

(歳入)		(単位:千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	構成率 (%)
5	国民健康保険料	4,755,921		4,755,921	22.0
	5 国民健康保険料	4,755,921		4,755,921	22.0
15	国庫支出金		16	16	0.0
	10 国庫補助金		16	16	0.0
25	県支出金	15,198,363	△ 320,499	14,877,864	68.9
	10 県負担金・補助金	15,198,363	△ 320,499	14,877,864	68.9
35	財産収入	484	47	531	0.0
	5 財産運用収入	484	47	531	0.0
40	繰入金	1,740,709	△ 46,886	1,693,823	7.9
	5 他会計繰入金	1,391,423	92,672	1,484,095	6.9
	10 基金繰入金	349,286	△ 139,558	209,728	1.0
45	繰越金	150,000	7,069	157,069	0.7
	5 繰越金	150,000	7,069	157,069	0.7
50	諸収入	113,137		113,137	0.5
	5 延滞金、加算金及び過料	40,020		40,020	0.2
	10 市預金利子	26		26	0.0
	15 雑入	73,091		73,091	0.3
歳入合計		21,958,614	△ 360,253	21,598,361	100.0

(歳出)		(単位:千円)							
款	項	補正前の額	補正額	計	本年度予算額の財源内訳			一般財源	構成率 (%)
					特定財源				
					国庫支出金	県支出金	その他		
5	総務費	334,519	△ 6,500	328,019				△ 6,500	1.5
	5 総務管理費	280,100	△ 3,300	276,800				△ 3,300	1.3
	10 徴収費	53,975	△ 3,200	50,775				△ 3,200	0.2
	15 運営協議会費	444		444					0.0
10	保険給付費	14,995,726	△ 350,000	14,645,726	16	△ 350,016			67.9
	5 療養諸費	12,964,545	△ 250,000	12,714,545	16	△ 250,016			59.0
	10 高額療養費	1,918,000	△ 100,000	1,818,000		△ 100,000			8.4
	16 移送費	300		300					0.0
	18 出産育児諸費	90,346		90,346					0.4
	20 葬祭諸費	16,500		16,500					0.1
	22 傷病手当諸費	6,035		6,035					0.0
22	国民健康保険事業費納付金	6,369,780		6,369,780					29.5
	5 医療給付費分	4,281,882		4,281,882					19.8
	10 後期高齢者支援金等分	1,498,733		1,498,733					6.9
	15 介護納付金分	589,165		589,165					2.7
27	保健事業費	226,815	△ 3,800	223,015		△ 3,879		79	1.0
	3 特定健康診査等事業費	137,473	△ 2,000	135,473		△ 3,879		1,879	0.6
	5 保健事業費	89,342	△ 1,800	87,542				△ 1,800	0.4
30	基金積立金	80	47	127				47	0.0
	5 基金積立金	80	47	127				47	0.0
40	諸支出金	21,694		21,694					0.1
	5 還付金及び還付加算金	21,694		21,694					0.1
45	予備費	10,000		10,000					0.0
	5 予備費	10,000		10,000					0.0
歳出合計		21,958,614	△ 360,253	21,598,361	16	△ 353,895	47	△ 6,421	100.0

令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(案)

(歳入)

(単位:千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	構成率 (%)	備考
05	国民健康保険料		4,755,921		4,755,921	22.0	
	5	国民健康保険料	4,755,921		4,755,921	22.0	
		5 一般被保険者国民健康保険料	4,755,918		4,755,918	22.0	
		10 退職被保険者等国民健康保険料	3		3	0.0	
15	国庫支出金			16	16	0.0	
	10	国庫補助金		16	16	0.0	(新)災害臨時(東日本) 16
25	県支出金		15,198,363	△ 320,499	14,877,864	68.9	
	10	県負担金・補助金	15,198,363	△ 320,499	14,877,864	68.9	
		5 保険給付費等交付金	15,198,363	△ 320,499	14,877,864	68.9	
		保険給付費等交付金(普通交付金)	14,887,216	△ 350,016	14,537,200	67.3	普通交付金 △350,016
		保険給付費等交付金(特別交付金)	311,147	29,517	340,664	1.6	保険者努力支援 25,194 市町村分 8,301 特定健診等 △3,978
35	財産収入		484	47	531	0.0	
	5	財産運用収入	484	47	531	0.0	基金利子 47
40	繰入金		1,740,709	△ 46,886	1,693,823	7.9	
	5	他会計繰入金	1,391,423	92,672	1,484,095	6.9	
		5 一般会計繰入金	1,391,423	92,672	1,484,095	6.9	
		保険基盤安定繰入金	970,631	86,901	1,057,532	4.9	基盤安定 86,901
		未就学児均等割保険料繰入金	0	13,284	13,284	0.1	未就学児均等割保険料 13,284
		職員給与費等繰入金	315,592	△ 6,500	309,092	1.4	職員給与費等 △6,500
		出産育児一時金繰入金	55,200		55,200	0.3	
		財政安定化支援事業繰入金	50,000	△ 1,013	48,987	0.2	財政安定化 △1,013
		その他一般会計繰入金				0.0	
	10	基金繰入金	349,286	△ 139,558	209,728	1.0	基金繰入金 △139,558
45	繰越金		150,000	7,069	157,069	0.7	
	5	繰越金	150,000	7,069	157,069	0.7	繰越金 7,069
50	諸収入		113,137		113,137	0.5	
	5	延滞金、加算金及び過料	40,020		40,020	0.2	
	10	市預金利子	26		26	0.0	
	15	雑入	73,091		73,091	0.3	
	歳入合計		21,958,614	△ 360,253	21,598,361	100.0	

(歳出)

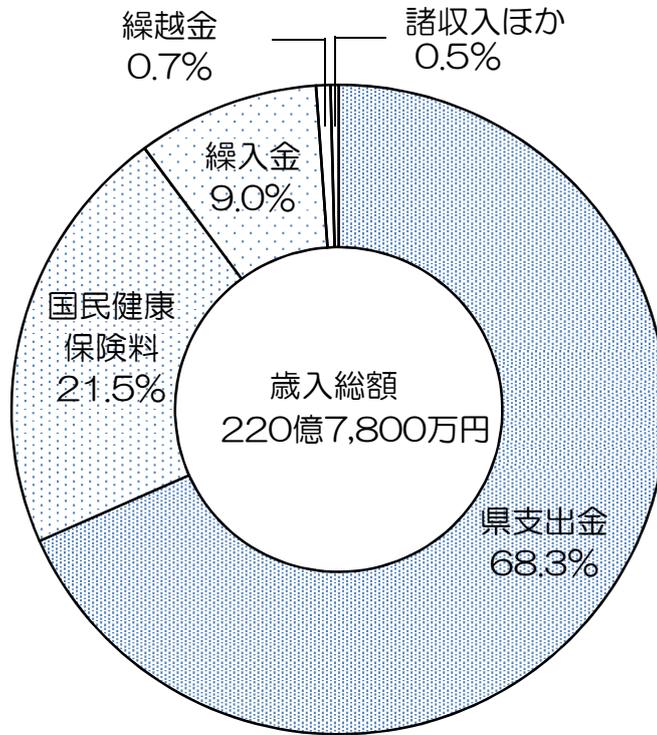
(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	構成率 (%)	備考
5	総務費	334,519	△ 6,500	328,019	1.5	
	5 総務管理費	280,100	△ 3,300	276,800	1.3	給付事務 △1,500 資格事務 △1,800
	10 徴収費	53,975	△ 3,200	50,775	0.2	賦課事務 △3,200
	15 運営協議会費	444		444	0.0	
10	保険給付費	14,995,726	△ 350,000	14,645,726	67.9	
	5 療養諸費	12,964,545	△ 250,000	12,714,545	59.0	一般療養給付費 △250,000
	10 高額療養費	1,918,000	△ 100,000	1,818,000	8.4	一般高額療養費 △100,000
	16 移送費	300		300	0.0	
	18 出産育児諸費	90,346		90,346	0.4	
	20 葬祭諸費	16,500		16,500	0.1	
	22 傷病手当諸費	6,035		6,035	0.0	
22	国民健康保険事業費納付金	6,369,780		6,369,780	29.5	
	5 医療給付費分	4,281,882		4,281,882	19.8	
	10 後期高齢者支援金等分	1,498,733		1,498,733	6.9	
	15 介護納付金分	589,165		589,165	2.7	
27	保健事業費	226,815	△ 3,800	223,015	1.0	
	3 特定健康診査等事業費	137,473	△ 2,000	135,473	0.6	特定健診 △2,000
	5 保健事業費	89,342	△ 1,800	87,542	0.4	データヘルス △1,800
30	基金積立金	80	47	127	0.0	
	5 基金積立金	80	47	127	0.0	基金積立金 47
40	諸支出金	21,694		21,694	0.1	
	5 償還金及び還付加算金	21,694		21,694	0.1	
45	予備費	10,000		10,000	0.0	
	5 予備費	10,000		10,000	0.0	
歳出合計		21,958,614	△ 360,253	21,598,361	100.0	

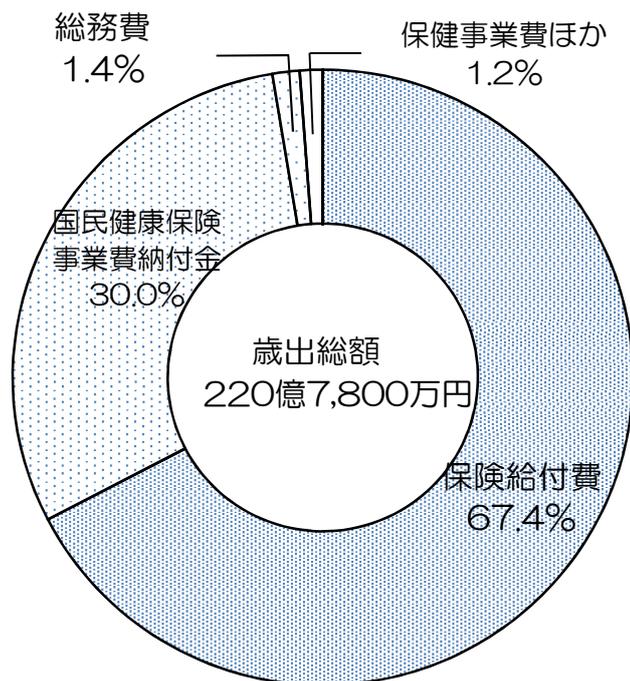
令和5年度厚木市国民健康保険事業特別会計当初予算（案）

1 歳入歳出の状況について

歳入の状況



歳出の状況



2 予算の概要について

1 予算総額

(千円：%)

5年度予算	4年度予算	比較	対前年度比
22,078,000	21,957,000	121,000	100.6

2 被保険者等の推計

(人：世帯)

区分	5年度	4年度	比較
被保険者数	45,000	46,500	△1,500
加入世帯数	30,000	30,500	△500

3 歳入

(1) 【5款】保険料

(千円：%)

5年度予算	4年度予算	比較	対前年度比
4,752,446	4,755,921	△3,475	99.9

ア 一人当たりの保険料調定額

《医療分＋後期支援分＋介護分》

5年度	4年度	対前年度比
103,991円	103,491円	100.5%

イ 予定収納率（一般・現年分）

5年度	4年度
94.50%	93.50%

ウ 賦課限度額

区分	5年度	4年度
医療分	65万円	65万円
後期支援分	22万円	20万円
介護分	17万円	17万円
合計	104万円	102万円

(2) 【40款】繰入金

ア 他会計繰入金 (千円：%)

5年度予算	4年度予算	比較	対前年度比
1,607,706	1,389,809	217,897	115.7

イ 基金繰入金 (千円：%)

5年度予算	4年度予算	比較	対前年度比
390,349	349,286	41,063	111.8

・令和5年度末保有額見込 3億325万1,202円

4 歳出

(1) 【10款】保険給付費 (千円：%)

5年度予算	4年度予算	比較	対前年度比
14,869,232	14,995,726	△126,494	99.2

ア 一人当たりの医療費

5年度	4年度	対前年度比
383,289円	373,376円	102.7%

(2) 【22款】国民健康保険事業費納付金 (千円：%)

5年度予算	4年度予算	比較	対前年度比
6,628,617	6,369,780	258,837	104.1

(3) 【27款】保健事業費 (千円：%)

5年度予算	4年度予算	比較	対前年度比
234,155	226,772	7,383	103.3

・特定健康診査事業費

特定健康診査業務委託の積算根拠となる受診率については、受診率36.0%（第3期実施計画 R5年度目標値40%）で予算計上

・データヘルス計画推進事業費

・人間ドック助成事業費 等

令和5年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算総括表（案）

【歳入】 (単位：千円・%) 【歳出】 (単位：千円・%)

款	項	本年度	前年度	比較	対前年度比	構成率
	5 国民健康保険料	4,752,446	4,755,921	△ 3,475	99.9	21.5
25	県支出金	15,082,899	15,198,363	△ 115,464	99.2	68.3
	10 県負担金・補助金	15,082,899	15,198,363	△ 115,464	99.2	68.3
35	財産収入	664	484	180	137.2	0.0
	5 財産運用収入	664	484	180	137.2	0.0
40	繰入金	1,998,055	1,739,095	258,960	114.9	9.0
	5 他会計繰入金	1,607,706	1,389,809	217,897	115.7	7.2
	10 基金繰入金	390,349	349,286	41,063	111.8	1.8
45	繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7
	5 繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7
50	諸収入	93,936	113,137	△ 19,201	83.0	0.5
	5 延滞金、加算金及び過料	35,010	40,020	△ 5,010	87.5	0.2
	10 市預金利子	26	26	0	100.0	0.0
	15 雑入	58,900	73,091	△ 14,191	80.6	0.3
歳入合計		22,078,000	21,957,000	121,000	100.6	100.0

款	項	本年度	前年度	比較	対前年度比	本年度の財源内訳				構成率
						特定財源			一般財源	
						国庫支出金	県支出金	その他		
5	総務費	316,440	332,948	△ 16,508	95.0			17	316,423	1.4
	5 総務管理費	275,110	278,529	△ 3,419	98.8			8	275,102	1.3
	10 徴収費	40,886	53,975	△ 13,089	75.7			9	40,877	0.2
	15 運営協議会費	444	444	0	100.0				444	0.0
10	保険給付費	14,869,232	14,995,726	△ 126,494	99.2		14,765,126		104,106	67.4
	5 療養諸費	12,858,190	12,969,380	△ 111,190	99.1		12,857,726		464	58.2
	10 高額療養費	1,907,100	1,918,000	△ 10,900	99.4		1,907,100		0	8.6
	16 移送費	300	300	0	100.0		300		0	0.0
	18 出産育児諸費	84,042	90,346	△ 6,304	93.0				84,042	0.4
	20 葬祭諸費	17,500	16,500	1,000	106.1				17,500	0.1
	22 傷病手当諸費	2,100	1,200	900	175.0				2,100	0.0
22	国民健康保険事業費納付金	6,628,617	6,369,780	258,837	104.1				6,628,617	30.0
	5 医療給付費分	4,439,785	4,281,882	157,903	103.7				4,439,785	20.1
	10 後期高齢者支援金等分	1,624,201	1,498,733	125,468	108.4				1,624,201	7.4
	15 介護納付金分	564,631	589,165	△ 24,534	95.8				564,631	2.6
27	保健事業費	234,155	226,772	7,383	103.3		44,412	15,849	173,894	1.1
	3 特定健康診査等事業費	141,473	137,430	4,043	102.9		44,412	5,800	91,261	0.6
	5 保健事業費	92,682	89,342	3,340	103.7			10,049	82,633	0.4
30	基金積立金	160	80	80	200.0			160	0	0.0
	5 基金積立金	160	80	80	200.0			160	0	0.0
40	諸支出金	19,396	21,694	△ 2,298	89.4				19,396	0.1
	5 償還金及び還付加算金	19,396	21,694	△ 2,298	89.4				19,396	0.1
45	予備費	10,000	10,000	0	100.0				10,000	0.1
	5 予備費	10,000	10,000	0	100.0				10,000	0.1
歳出合計		22,078,000	21,957,000	121,000	100.6	0	14,809,538	16,026	7,252,436	100.0

令和5年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算総括表(案)

歳入

単位:千円・%

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	対前年度比	構成率		備考
						本年度	前年度	
5	国民健康保険料	4,752,446	4,755,921	△ 3,475	99.9	21.5	21.7	
	5 国民健康保険料	4,752,446	4,755,921	△ 3,475	99.9	21.5	21.7	一般現年分 2,986,701 一般滞繰分 216,460 一般後期現年分 1,043,649 一般後期滞繰分 76,584 一般介護現年分 391,868 一般介護滞繰分 37,181 退職現年分 0 退職滞繰分 1 退職後期現年分 0 退職後期滞繰分 1 退職介護現年分 0 退職介護滞繰分 1
25	県支出金	15,082,899	15,198,363	△ 115,464	99.2	68.3	69.2	
	10 県負担金・補助金	15,082,899	15,198,363	△ 115,464	99.2	68.3	69.2	保険給付費等交付金(普通交付金) 14,765,126 保険給付費等交付金(特別交付金) 317,773 〔【保険者努力】70,000 【特交(市町村分)】53,361 【県繰入金(2号分)】150,000 【特定健診等負担金】44,412(健診分 42,826 指導分 1,586)〕
35	財産収入	664	484	180	137.2	0.0	0.0	
	5 財産運用収入	664	484	180	137.2	0.0	0.0	国民健康保険事業基金利子160 歳計現金運用利子 504
40	繰入金	1,998,055	1,739,095	258,960	114.9	9.0	7.9	
	5 他会計繰入金	1,607,706	1,389,809	217,897	115.7	7.2	6.3	保険基盤安定 1,035,557 未就学児均等割保険料 12,231 職員給与費等 316,099 出産育児一時金 56,000 財政安定化支援 50,000その他一般会計繰入 137,819
	10 基金繰入金	390,349	349,286	41,063	111.8	1.8	1.6	国民健康保険事業基金繰入金 390,349
45	繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7	0.7	
	5 繰越金	150,000	150,000	0	100.0	0.7	0.7	前年度繰越金 150,000
50	諸収入	93,936	113,137	△ 19,201	83.0	0.5	0.5	
	5 延滞金、加算金及び過料	35,010	40,020	△ 5,010	87.5	0.2	0.2	保険料延滞金(一般 35,000 退職 10)
	10 市預金利子	26	26	0	100.0	0.0	0.0	歳計現金預金利子 26
	15 雑入	58,900	73,091	△ 14,191	80.6	0.3	0.3	第三者納付金(一般 20,000 退職 1) 返納金(一般 23,000 退職 1) 雇用保険料受入金等 66 指定公費負担医療立替交付金 1 広域連合委託事業費交付金 15,800 国保事業費納付金精算金 1 その他雑入 30
	歳入合計	22,078,000	21,957,000	121,000	100.6	100.0	100.0	

歳出

単位:千円・%

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較	対前年度比	本年度予算額の財源内訳				構成率(%)		備考
						特定財源			一般財源	本年度	前年度	
						国庫支出金	県支出金	その他				
5	総務費	316,440	332,948	△ 16,508	95.0			17	316,423	1.4	1.5	
	5 総務管理費	275,110	278,529	△ 3,419	98.8			8	275,102	1.3	1.3	職員給与費 183,173 共同処理経費 30,900 給付事務費 8,571 資格事務費 44,490 国保事務費 6,080 国保連合会負担金 1,896
	10 徴収費	40,886	53,975	△ 13,089	75.7			9	40,877	0.2	0.2	賦課事務費 9,824 徴収事務費 31,062
	15 運営協議会費	444	444	0	100.0				444	0.0	0.0	運営協議会費 444
10	保険給付費	14,869,232	14,995,726	△ 126,494	99.2		14,765,126		104,106	67.4	68.3	
	5 療養諸費	12,858,190	12,969,380	△ 111,190	99.1		12,857,726		464	58.2	59.1	療養給付費(一般 12,689,000 退職 200) 療養費(一般 124,000 退職 100) 審査支払手数料 44,890
	10 高額療養費	1,907,100	1,918,000	△ 10,900	99.4		1,907,100			8.6	8.7	高額療養費(一般 1,905,000 退職 100) 高額介護合算療養費(一般 1,900 退職 100)
	16 移送費	300	300	0	100.0		300			0.0	0.0	一般 200 退職 100
	18 出産育児諸費	84,042	90,346	△ 6,304	93.0				84,042	0.4	0.4	出産育児一時金 84,000 (168件 @ 500,000) 支払手数料 42
	20 葬祭諸費	17,500	16,500	1,000	106.1				17,500	0.1	0.1	葬祭費 17,500 (350件 @ 50,000)
	22 傷病手当諸費	2,100	1,200	900	175.0				2,100	0.0	0.0	傷病手当金 2,100
22	国民健康保険事業費納付金	6,628,617	6,369,780	258,837	104.1				6,628,617	30.0	29.0	
	5 医療給付費分	4,439,785	4,281,882	157,903	103.7				4,439,785	20.1	19.5	一般 4,439,784 退職 1
	10 後期高齢者支援金等分	1,624,201	1,498,733	125,468	108.4				1,624,201	7.4	6.8	一般 1,624,200 退職 1
	15 介護納付金分	564,631	589,165	△ 24,534	95.8				564,631	2.6	2.7	一般・退職 564,631
27	保健事業費	234,155	226,772	7,383	103.3		44,412	15,849	173,894	1.1	1.0	
	3 特定健康診査等事業費	141,473	137,430	4,043	102.9		44,412	5,800	91,261	0.6	0.6	職員給与費 11,216 特定健康診査事業費 111,008 特定保健指導事業費 19,249
	5 保健事業費	92,682	89,342	3,340	103.7			10,049	82,633	0.4	0.4	医療費通知事務費 4,590 データヘルス計画推進事業費 54,650 人間ドック助成事業費 33,442
30	基金積立金	160	80	80	200.0			160		0.0	0.0	
	5 国民健康保険事業基金積立金	160	80	80	200.0			160		0.0	0.0	国民健康保険事業基金積立金 160
40	諸支出金	19,396	21,694	△ 2,298	89.4				19,396	0.1	0.1	
	5 償還金及び還付加算金	19,396	21,694	△ 2,298	89.4				19,396	0.1	0.1	保険料還付金(一般 17,004 一般コロナ 2,278 退職 10) 国庫支出金等精算返納金 1 保険給付費等交付金償還金 1 保険料還付加算金(一般 100 退職 2)
45	予備費	10,000	10,000	0	100.0				10,000	0.1	0.1	
	5 予備費	10,000	10,000	0	100.0				10,000	0.1	0.1	
	歳出合計	22,078,000	21,957,000	121,000	100.6	0	14,809,538	16,026	7,252,436	100.0	100.0	